

# 第80回 定時株主総会 招集ご通知

## 日時

2021年6月29日（火曜日）午前10時  
（受付開始 午前9時30分）

## 場所

名古屋市東区葵三丁目19番7号  
葵センタービル8階 当社会議室

### 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、本株主総会にご出席される株主様は株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。  
また、株主総会での議決権行使は書面やインターネットによる方法もございますので、同封の議決権行使書用紙や当社の指定する議決権行使ウェブサイトにて行使いただくことも併せてご検討のほどよろしくお願い申し上げます。

## 目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
第1号議案 取締役10名選任の件	
第2号議案 監査役3名選任の件	
第3号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件	
事業報告	17
連結計算書類	39
計算書類	42
監査報告書	45

株 主 各 位

名古屋市東区葵三丁目19番7号  
**矢作建設工業株式会社**  
取締役社長 高 柳 充 広

## 第80回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第80回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえまして、株主様の安全確保及び感染拡大防止のために、株主様には可能な限り書面やインターネットによる議決権の事前行使（2021年6月28日（月曜日）午後5時まで）をお願い申し上げるとともに、株主総会にご来場される株主様におかれましては、マスク着用などの感染予防対策をお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2021年6月29日（火曜日）午前10時
2 場 所	名古屋市東区葵三丁目19番7号 葵センタービル8階 当社会議室
3 目的事項	報告事項 1. 第80期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の 連結計算書類監査結果報告の件 2. 第80期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 計算書類報告の件  決議事項 第1号議案 取締役10名選任の件 第2号議案 監査役3名選任の件 第3号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.yahagi.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載してありません。従いまして、本招集ご通知の添付書類に記載されている連結計算書類及び計算書類は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした対象の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合には、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

# 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## 株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**日時** 2021年6月29日(火曜日) 午前10時(受付開始 午前9時30分)

**場所** 名古屋市東区葵三丁目19番7号 葵センタービル8階 当社会議室  
(末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。)

## 書面(郵送)で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 2021年6月28日(月曜日) 午後5時到着分まで

## インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンから議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

**行使期限** 2021年6月28日(月曜日) 午後5時入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金・電話料金等)は株主様のご負担となります。また、スマートフォンをご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

# インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、パソコン、スマートフォンから当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスし、画面の案内に従ってご行使くださいますようお願い申し上げます。

当社の指定する議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>



バーコード読み取り機能付のスマートフォンを利用して右上の2次元コードを読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちのスマートフォンの取扱説明書をご確認ください。

議決権行使期限：2021年6月28日（月曜日）午後5時入力完了分まで

## ① 議決権行使ウェブサイトへアクセス

<https://www.web54.net> 「次へすすむ」をクリック

## ② ログインする

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

## ③ パスワードの入力

お手元の議決権行使書用紙に記載された「初期パスワード」、実際にご使用になる「新しいパスワード」を入力し、「登録」をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

- ※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ※ 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権  
行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
フリーダイヤル **0120-652-031** (受付時間 9:00~21:00)

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（13名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、意思決定の迅速化を図るため3名減員し、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	ふじ 藤 氏 もと 本 かず 和 ひさ 久 (1952年11月7日) <b>再任</b>	1989年3月 当社入社 1993年6月 同 取締役 2001年6月 同 執行役員 矢作地所株式会社 代表取締役社長、 矢作葵ビル株式会社 代表取締役社長 2002年6月 同 取締役 兼 常務執行役員 2003年10月 同 取締役 兼 専務執行役員 2004年6月 同 代表取締役 兼 専務執行役員 2005年6月 同 代表取締役 兼 副社長執行役員 2008年6月 同 代表取締役副社長 2012年4月 同 代表取締役社長 2015年6月 同 代表取締役会長 2018年6月 同 取締役会長（現任） <b>【取締役候補者とした理由】</b> 1993年に取締役に就任して以来人事部門や営業部門の統括を歴任し、2012年より代表取締役社長、2015年より代表取締役会長を務めるなど、長年にわたり当社グループの経営に携わっております。当社事業ならびに経営全般にわたる豊富な経験と高度な知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。	73,800株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	たか やなぎ みつ ひろ 高 柳 充 広 (1962年2月19日) <b>再任</b>	1984年4月 当社入社 2006年6月 同 執行役員 第二営業本部長 2008年6月 同 執行役員 営業統括本部第二営業本部長 2009年2月 同 執行役員 中日本カンパニー第二営業本部長 2009年4月 同 執行役員 管理本部副本部長 兼 総務部長 2010年10月 同 執行役員 管理本部副本部長 兼 総務部長 兼 人事部長 2011年6月 同 取締役 兼 常務執行役員 2012年4月 同 取締役 兼 専務執行役員 2015年6月 同 代表取締役社長 (現任) <b>【取締役候補者とした理由】</b> 当社に入社以来土木部門や経営企画部門の業務に携わり、同分野で豊富な経験を有しています。取締役就任後は人事部門や営業部門の統括を歴任し、2015年より代表取締役社長 (現職) として経営に携わっております。当社事業ならびに経営全般にわたる豊富な経験と高度な知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。	37,900株
3	な お しゅう じ 名 和 修 司 (1958年11月4日) <b>再任</b>	1984年4月 当社入社 2005年6月 同 執行役員 第一営業本部副本部長 兼 第一営業部長 2007年2月 同 常務執行役員 大阪支店長 兼 西日本地区担当 2007年6月 同 取締役 兼 常務執行役員 2016年6月 同 取締役 兼 専務執行役員 (現任) (担当) 土木事業本部長 兼 鉄道技術研修センター担当 兼 中央安全衛生委員会委員長 兼 安全環境部担当 <b>【取締役候補者とした理由】</b> 当社に入社以来土木部門の施工、営業の業務に携わり、同分野で豊富な経験を有しています。取締役就任後は、当社子会社であるヤハギ緑化株式会社の社長を経て、現在は土木事業本部長として土木、鉄道事業の業務執行を指揮しております。当社事業ならびに経営全般にわたる豊富な経験と高度な知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。	33,200株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	おだ ゆたか 織田 裕 (1958年6月12日) <b>再任</b>	<p>1981年4月 当社入社                      2009年6月 同 執行役員 中日本カンパニー第一営業本部長                      2012年4月 同 常務執行役員 施工統括本部長 兼 中央安全衛生委員会副委員長 兼 地震工学技術研究所所長 兼 株式会社ウッドピタ担当                      2012年6月 同 取締役 兼 常務執行役員                      2015年6月 同 取締役 兼 専務執行役員 (現任)                      (担当) 建築事業本部長 兼 エンジニアリングセンター長 兼 品質管理部担当</p> <p><b>【取締役候補者とした理由】</b>                      当社に入社以来建築部門の施工、営業の業務に携わり、同分野で豊富な経験を有しています。取締役就任後は、建築事業本部長として建築事業の業務執行を指揮しているほか、エンジニアリングセンター長も務めております。当社事業ならびに経営全般にわたる豊富な経験と高度な知見を有していることから、引き続き取締役候補者といいたしました。</p>	25,800株
5	たか だ きょう すけ 高田 恭介 (1958年11月2日) <b>再任</b>	<p>2013年1月 名古屋鉄道株式会社 事業企画部付部長                      2013年6月 同 取締役                      2015年6月 同 常務取締役                      2017年6月 同 専務取締役                      2019年6月 当社 代表取締役副社長 (現任)</p> <p><b>【取締役候補者とした理由】</b>                      名古屋鉄道株式会社で専務取締役を務めるなど、鉄道、運輸業界に関する豊富な経験、知識を有しております。当社取締役就任後は、代表取締役副社長として豊富な経験を活かし、経営全般にその能力を発揮しております。経営全般にわたる豊富な経験と高度な知見を有していることから、引き続き取締役候補者といいたしました。</p>	4,900株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	やま した たかし 山 下 隆 (1961年4月17日) <b>再任</b>	1984年4月 当社入社 2006年6月 同 執行役員 管理本部副本部長 兼 経理部長 2009年6月 同 執行役員 東日本カンパニー副カンパニー長 兼 東京支店副支店長 兼 管理部長 2011年6月 同 取締役 兼 常務執行役員 2016年6月 同 取締役 兼 専務執行役員 (現任) (担当) 人事部担当 兼 経理部担当 <b>【取締役候補者とした理由】</b> 当社に入社以来経理部門や経営企画部門、人事部門、営業部門の業務に携わり、同分野で豊富な経験を有しています。取締役就任後は、東日本支社長として同地域の営業部門、施工部門の業務執行を経て、現在は人事部担当、経理部担当として指揮しております。当社事業ならびに経営全般にわたる豊富な経験と高度な知見を有していることから、引き続き取締役候補者といいたしました。	34,200株
7	ご とう おさむ 後 藤 修 (1962年8月12日) <b>再任</b>	2017年11月 当社入社 理事 (役員待遇) 建設事業統括補佐 2018年4月 同 常務執行役員 東日本支社長 兼 東京支店長 2019年6月 同 取締役 兼 常務執行役員 (現任) (担当) 東日本支社長 兼 東京支店長 兼 スタイルリンク株式会社 代表取締役社長 <b>【取締役候補者とした理由】</b> 当社に入社以降、建設事業統括補佐として建設事業全般の運営に携わり、常務執行役員就任後は、東日本支社長として同地域の営業部門、施工部門の業務執行を指揮しております。取締役就任後も引き続き東日本支社長として、同地域の統括を担っており、当社事業ならびに経営全般にわたる豊富な経験と高度な知見を有していることから、引き続き取締役候補者といいたしました。	10,900株



候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
8	あん どう たか し 安 藤 隆 司 (1955年2月27日) <b>新任</b> <b>社外</b>	1978年4月 名古屋鉄道株式会社入社 2008年6月 同 取締役 2011年6月 同 常務取締役 2013年6月 同 代表取締役 専務取締役 2015年6月 同 代表取締役社長 2015年6月 当社監査役(現任) 2019年6月 名古屋鉄道株式会社 代表取締役社長 社長執行役員(現任) [重要な兼職の状況] 名古屋鉄道株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 <b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b> 名古屋鉄道株式会社の代表取締役社長 社長執行役員を務めるなど、会社経営に関する豊富な経験、高度な知見を有しており、経営者としての客観的立場からの確かな指導・助言を受け、それらを適切かつ迅速な意思決定に反映させるため、新たに社外取締役候補者といいたしました。	0株
9	いし はら しん じ 石 原 真 二 (1954年11月3日) <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立役員</b>	1985年4月 弁護士登録 1985年4月 石原法律事務所(現 石原総合法律事務所)入所 2011年8月 石原総合法律事務所所長(現任) 2013年6月 当社社外取締役(現任) [重要な兼職の状況] 弁護士 石原総合法律事務所所長 株式会社オータケ 社外取締役(監査等委員) 株式会社十六銀行 社外監査役 <b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</b> 弁護士として培われた専門的な見識・経験を有しており、当該見識・経験に基づき、客観的立場からの確かな指導・助言を受け、それらを適切かつ迅速な意思決定に反映させることを期待するため、引き続き社外取締役候補者といいたしました。なお、同氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。	6,715株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
10	なか がわ ゆ か 中 川 由 賀 (1972年12月8日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">独立役員</div>	1999年4月 検事任官 2014年4月 中京大学法科大学院専門教授 2015年3月 弁護士登録 2015年3月 中京市民法律事務所入所 2017年4月 中川法律経営事務所 弁護士 (現任) 2019年4月 中京大学法学部教授 (現任) 【重要な兼職の状況】 中京大学法学部教授 弁護士 中川法律経営事務所 岡谷鋼機株式会社 社外監査役 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 法学分野に関する専門的な見識・経験を有しており、当該見識・経験に基づき、客観的立場からの確な指導・助言を受け、それらを適切かつ迅速な意思決定に反映させることを期待するため、新たに社外取締役候補者といいたしました。 なお、同氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。	0株

(注) 1. 候補者と当社との間の利害関係は以下のとおりであります。

- ①候補者 安藤隆司氏は、名古屋鉄道株式会社の代表取締役を兼務しており、当社と当社との間で工事の請負取引の関係があります。
  - ②候補者 石原真二氏は、石原総合法律事務所の所長を兼務しており、当社と同事務所との間で法律業務に関する顧問契約を締結しております。
  - ③その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 安藤隆司、石原真二、中川由賀の各氏は社外取締役候補者であります。
  3. 石原真二氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
  4. 安藤隆司氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。なお、本総会終結の時をもって、安藤隆司氏は辞任により監査役を退任する予定です。
  5. 当社と石原真二氏の間では、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第425条第1項が規定する額としております。なお、石原真二氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定です。また、安藤隆司、中川由賀の各氏の選任が承認された場合には、各氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定です。

6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当社取締役を含む被保険者が負担することになる会社役員として業務遂行に起因する損害賠償の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 石原真二氏は東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。なお、石原真二氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として指定する予定です。また、中川由賀氏の選任が承認された場合には、独立役員として両取引所に届け出る予定です。

## 第2号議案 監査役3名選任の件

監査役 二木芳樹、市川周作の各氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、監査役 安藤隆司氏は本総会終結の時をもって辞任されます。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	井垣雅文 (1960年6月25日) <b>新任</b>	1983年4月 株式会社協和銀行（現株式会社りそな銀行）入行 2003年10月 同 新宿支店長 2014年4月 当社入社 2014年6月 同 理事 総務部長 2015年4月 同 理事 営業企画部長 2017年6月 同 執行役員 総務部長（現任） <b>【監査役候補者とした理由】</b> 株式会社りそな銀行にて支店長を歴任し、当社入社後は営業企画部長、総務部長を務めております。その経歴からリスクマネジメントに関する豊富な経験・知識を有しており、それらを活かした厳格な監査を受けるため、新たに監査役候補者といたしました。	11,600株
2	高崎裕樹 (1960年7月17日) <b>新任</b> <b>社外</b>	1983年4月 名古屋鉄道株式会社入社 2012年6月 同 取締役 2015年6月 同 常務取締役 2018年6月 同 専務取締役 2020年6月 同 代表取締役 副社長執行役員（現任） [重要な兼職の状況] 名古屋鉄道株式会社 代表取締役 副社長執行役員 <b>【社外監査役候補者とした理由】</b> 名古屋鉄道株式会社の代表取締役 副社長執行役員を務めるなど、会社経営に関する豊富な経験、高度な知見を有しており、経営者としての客観的立場から厳格な監査を受けるため、新たに社外監査役候補者といたしました。	0株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	おがもと ゆうぞう <b>新任</b> <b>社外</b> <b>独立役員</b> 岡本雄三 (1967年7月23日)	1995年12月 公認会計士伊藤寛事務所入所 1998年6月 税理士登録 1998年6月 岡本雄三税理士事務所開設 1998年6月 同 所長(現任) 2005年11月 医療法人正会グループ 代表社員(現任) 2007年5月 株式会社MARKコンサルタンツ 代表取締役(現任)  [重要な兼職の状況] 税理士 岡本雄三税理士事務所所長 株式会社MARKコンサルタンツ 代表取締役  <b>【社外監査役候補者とした理由】</b> 経営コンサルタント、会社経営者として会社経営に関する豊富な経験、高度な知見を有しており、経営者としての客観的立場から厳格な監査を受けるため、新たに社外監査役候補者となりました。	0株

(注) 1. 候補者と当社との間の利害関係は以下のとおりであります。

- ①候補者 高崎裕樹氏は、名古屋鉄道株式会社の代表取締役を兼務しており、当社と同社との間で工事の請負取引の関係があります。
- ②その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 高崎裕樹、岡本雄三の各氏は社外監査役候補者であります。
3. 高崎裕樹、岡本雄三の各氏の選任が承認された場合には、当社は各氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第425条第1項が規定する額といたします。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当社監査役を含む被保険者が負担することになる会社役員として業務遂行に起因する損害賠償の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 岡本雄三氏の選任が承認された場合には、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出る予定です。

### 第3号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

#### 1. 提案の理由及び当該報酬制度を相当とする理由

当社の取締役の報酬は「固定報酬」及び「業績連動報酬（賞与）」で構成されていますが、本議案は、当社の取締役（下記のとおり、社外取締役を除きます。）を対象に、新たに業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、下記2. の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当該報酬制度は相当であると考えております。

本議案は、2006年6月29日開催の第65回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬の限度額（年額360百万円以内）とは別枠で、新たに本制度による株式報酬を、2022年3月31日で終了する事業年度から2026年3月31日で終了する事業年度までの5事業年度（以下「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）に対して支給するというものです。

本制度の導入目的は上記のとおりであり、当社は2021年5月10日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めているところ、その概要は事業報告28頁に記載のとおりですが、本制度は当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりませんので、本議案の内容は相当であると考えております。

なお、第1号議案「取締役10名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は7名となります。

※本議案が原案どおり承認可決された場合、当社と委任契約を締結している執行役員に対しても同様の株式報酬制度を導入する予定です。

#### 2. 本制度における報酬等の額・内容等

##### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

① 本制度の対象者	当社取締役（社外取締役を除く。）
② 対象期間	2022年3月31日で終了する事業年度から2026年3月31日で終了する事業年度まで
③ ②の対象期間において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金400百万円
④ 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり160,000ポイント
⑥ ポイント付与基準	役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

## (2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約5年間とし、当社は、対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金400百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、下記（3）③のとおり受益権を取得する取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。また、上記のとおり当社と委任契約を締結している執行役員に対しても本制度と同様の株式報酬制度を導入した場合には、同制度に基づき執行役員に交付するために必要な当社株式の取得資金もあわせて信託します。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を5事業年度以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様で

す。) 、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役へ交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に金80百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記(3)のポイント付与及び当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

### (3) 取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

#### ① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり160,000ポイントを上限とします。

#### ② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。ただし、取締役が自己都合により退任する場合等には、それまでに付与されたポイントの全部または一部は消滅し、消滅したポイント見合いの当社株式については交付を受けないものとします。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合・株式無償割当てが生じた場合には、1ポイント当たりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

#### ③ 取締役に對する当社株式の交付

各取締役は原則としてその退任時に所定の手續を行って本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から上記②の当社株式の交付を受けます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。



(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

以 上

(添付書類)

## 事業報告

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の停滞により、個人消費や企業収益が悪化するなど、厳しい環境が続きました。

建設業界におきましては、公共投資は堅調に推移したものの、民間設備投資については企業収益の落ち込みを背景に投資意欲が減退し、住宅投資も雇用・所得環境の悪化により低調に推移したことから、建設投資全体としては力強さを欠いて推移しました。

このような状況の中、当社グループは経営理念に基づき中期経営計画（2018年度～2020年度）の達成に向けた取組みを推進してまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、受注高は813億46百万円（前期比4.2%減）、売上高は1,066億15百万円（前期比18.3%増）、営業利益は73億62百万円（前期比5.2%減）となりました。

受注高、売上高の部門別の内訳については、次のとおりであります。

#### 【受注高】

区	分	受注高	構成比	前期比増減率
建設事業	建築工事	52,515百万円	64.6%	△12.1%
	土木工事	28,831百万円	35.4%	14.3%
計		81,346百万円	100.0%	△4.2%

#### 【売上高】

区	分	売上高	構成比	前期比増減率
建設事業	建築工事	58,635百万円	55.0%	32.5%
	土木工事	33,771百万円	31.7%	14.0%
	小計	92,406百万円	86.7%	25.1%
不動産事業等		14,208百万円	13.3%	△12.5%
計		106,615百万円	100.0%	18.3%

#### (建設事業)

建築工事では、当期は大型の物流施設を受注したものの、複数の大型工事の受注が集中した前期には及ばず、受注高は525億15百万円（前期比12.1%減）となった一方で、売上高は物流施設や宿泊施設など鉄骨造の大型建築工事を中心に期首手持工事の施工が順調に進捗したことから、586億35百万円（前期比32.5%増）となりました。

また土木工事では、官庁工事の受注が好調であったことに加え、民間の造成工事を複数受注したことから、受注高は288億31百万円（前期比14.3%増）となり、売上高についても長期大型の官庁工事や名古屋鉄道の鉄道高架化工事などの期首手持工事の施工が順調に進捗したことから、337億71百万円（前期比14.0%増）となりました。

#### (不動産事業等)

不動産事業では分譲マンション事業は概ね前期並みとなったものの、前期売上に貢献した自社開発の産業用地などの土地販売がなかったことから、売上高は142億8百万円（前期比12.5%減）となりました。

利益につきましては、営業利益は73億62百万円（前期比5.2%減）、経常利益は74億45百万円（前期比4.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は32億92百万円（前期比36.2%減）となりました。

【当連結会計年度における主な完成工事】

発 注 者	工 事 名 称
(建築工事)	
株式会社ニフコ	(株)ニフコ北関東プラットフォーム事業本社工場新築工事
福玉株式会社	福玉株式会社御供所東倉庫新築工事
三菱地所レジデンス株式会社	ザ・パークハウス名古屋伏見新築工事
矢作地所株式会社・野村不動産株式会社	(仮称)南阿佐ヶ谷新築工事
社会福祉法人 福寿園	特別養護老人ホーム田原福寿園（本館）増改築整備工事
(土木工事)	
国土交通省 中部地方整備局	令和元年度 権兵衛峠道路災害復旧工事
中日本高速道路株式会社	新東名高速道路 新磐田スマートインターチェンジ工事
中日本高速道路株式会社	東海北陸自動車道 上小鳥地区のり面災害復旧工事
西松建設株式会社	東名高速道路 大和地区付加車線工事（の内地山補強土工事）
名古屋鉄道株式会社	名古屋本線 新安城駅自由通路及び橋上駅化工事に伴う土木工事

【当連結会計年度の建設事業の受注高、売上高及び繰越高】

(単位：百万円)

区 分	前 期 繰 越 高	当 期 受 注 高	当 期 売 上 高	次 期 繰 越 高
建 築 工 事	58,588	52,515	58,635	52,469
土 木 工 事	30,908	28,831	33,771	25,967
計	89,497	81,346	92,406	78,437

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資額は7億44百万円であり、主なものは賃貸用土地・建物の取得及び本社ビル設備の更新であります。

## (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

今後の経営環境につきましては、新型コロナウイルス感染症の世界経済に与える影響が引き続き懸念されており、国内建設市場における民間住宅投資や民間設備投資は先行き不透明な状況にあります。一方で、公共投資は国土強靱化計画などを背景に引き続き堅調に推移することが見込まれております。

また、昨今のコロナ禍は産業構造やビジネスモデルの転換を一举に前倒し、社会の価値観も経済性重視からサステナビリティ重視へ転換しており、企業には社会価値と企業価値の両方を創出しつつ、事業モデルを持続可能なものに高めていくことが求められています。

このような経営環境及び企業理念・経営理念に基づき、当社グループが持続的成長を実現していくために、10年後の目指す姿を「課題解決&価値創造型企業」と決めました。この「課題解決&価値創造型企業」とは、顧客・地域・社会が抱える課題を解決するだけにとどまらず、より良い社会を実現するために建設エンジニアリングによる新たな価値を創造・提供することで、顧客・地域そして社会の持続的発展に貢献する企業です。

この10年後の目指す姿の実現に向けて、前半5年間で既存事業の深化・進化と新規分野・領域の探索・開拓を両立推進し、後半5年間で加速度的に成長するための基盤を構築する期間と位置づけ、2021年度を初年度とする中期経営計画を策定しました。

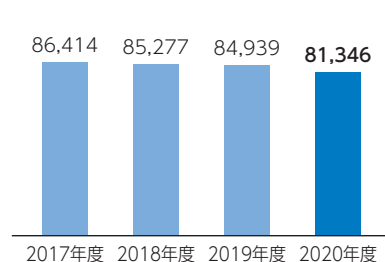
新たに策定した中期経営計画のもと、事業規模拡大に向けた生産体制の強化や生産性を向上させる建設生産プロセスの改革、新規技術・サービスの開発、事業エリアの拡大、様々なパートナーとの価値共創等に取り組んでまいります。また、安全・品質管理レベルの向上、コーポレート・ガバナンスの強化、魅力的で働きがいのある職場環境の整備、SDGsへの積極的な取り組みなど、成長を支える経営基盤の確立にも取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

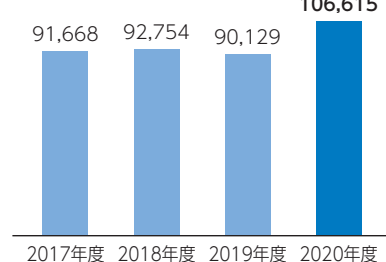
## (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第77期 (2017.4.1~2018.3.31)	第78期 (2018.4.1~2019.3.31)	第79期 (2019.4.1~2020.3.31)	第80期 (2020.4.1~2021.3.31)
受 注 高	86,414百万円	85,277百万円	84,939百万円	81,346百万円
売 上 高	91,668百万円	92,754百万円	90,129百万円	106,615百万円
経 常 利 益	7,714百万円	7,747百万円	7,829百万円	7,445百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	4,085百万円	4,476百万円	5,158百万円	3,292百万円
1株当たり当期純利益	94円14銭	103円15銭	118円85銭	75円86銭
総 資 産	103,905百万円	106,496百万円	107,191百万円	129,837百万円
純 資 産	45,365百万円	48,750百万円	52,046百万円	54,639百万円

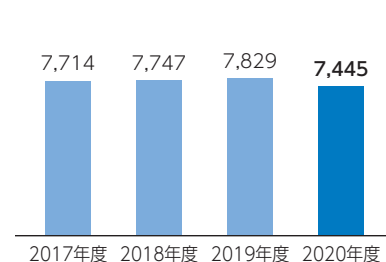
受注高 (単位：百万円)



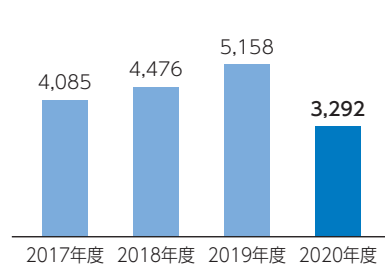
売上高 (単位：百万円)



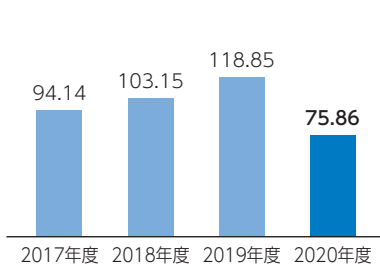
経常利益 (単位：百万円)



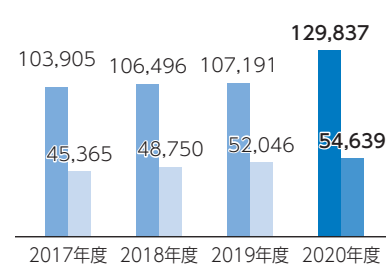
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



■総資産 / ■純資産 (単位：百万円)



## (6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2021年3月31日現在)

### 1. 親会社の状況

該当事項はありません。

### 2. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社比率 出資比率	主要な事業内容
矢作地所株式会社	800百万円	100%	分譲マンション事業、不動産開発事業、不動産賃貸事業、不動産流通事業
矢作ビル&ライフ株式会社	400百万円	100%	マンション管理事業、不動産管理事業、建築事業、サイン事業、損害保険代理業、ウッドピタ（木造戸建住宅耐震補強工法）事業
ヤハギ緑化株式会社	100百万円	100%	緑化事業、ゴルフ場コース管理事業
株式会社テクノサポート	50百万円	100%	パンウォール（補強土壁工法）事業、ピタコラム（外付耐震補強工法）事業、建設工事、技術開発、試験体製作
ヤハギ道路株式会社	300百万円	100%	舗装事業、土木事業、アスファルト合材製造販売事業、リサイクル事業
スタイルリンク株式会社	50百万円	100%	分譲マンションカスタマーサービス事業
南信高森開発株式会社	50百万円	97.5% (内、間接所有66.5%)	ゴルフ場経営（高森カントリークラブ）

## (7) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社（国土交通大臣許可〔（特－1）第3001号〕）並びに子会社5社が建設業法に基づく建設業許可を受け、建築、土木工事の設計施工及び請負業を行っております。

また、不動産事業として、当社（国土交通大臣免許〔（15）第502号〕）並びに子会社2社が宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業免許を受け、不動産の売買及びこれに関する事業を行っております。

## (8) 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

会 社 名	事 業 所	所 在 地
矢作建設工業株式会社	本 社	名古屋市東区葵三丁目19番7号
	支 店	東京、大阪、東北、広島、九州
	研 究 所	エンジニアリングセンター (愛知県長久手市) 〔建築、土木に係る技術の研究開発、構築物の構造実験等〕 鉄道技術研修センター (名古屋市) 〔鉄道及び土木、建築に係る施工技術の研究開発、技術研修及び技能訓練等〕
	工 場	軌道センター (名古屋市) 〔鉄道線路用資機材の製造加工〕
矢作地所株式会社	本 社	名古屋市東区葵三丁目19番7号
	営 業 所 等	三重
矢作ビル&ライフ株式会社	本 社	名古屋市東区葵三丁目19番7号
	支 店	東京
ヤハギ緑化株式会社	本 社	名古屋市東区葵三丁目19番7号
	支 店	東京
株式会社テクノサポート	本 社	名古屋市東区葵三丁目19番7号
	工 場	長久手事業所 (愛知県長久手市) 〔建設工事、技術開発、試験体の製作等〕
ヤハギ道路株式会社	本 社	愛知県豊田市小坂本町一丁目5番地10
	支 店	名古屋
	営 業 所 等	岐阜
	工 場	アスコン・リサイクルセンター (愛知県豊田市) 〔舗装用材料の製造販売等〕
スタイルリンク株式会社	本 社	東京都中央区湊二丁目2番5号
	支 店	名古屋
南信高森開発株式会社	本 社	名古屋市東区葵三丁目19番7号
	ゴ ル フ 場	高森カントリークラブ (長野県下伊那郡高森町)



**(9) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)**

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,163名	+25名	44.0歳	18.9年

(注) 従業員数には契約社員287名は含まれておりません。

**(10) 主要な借入先 (2021年3月31日現在)**

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	6,850百万円
株式会社三菱UFJ銀行	6,850百万円
株式会社横浜銀行	4,100百万円
株式会社三井住友銀行	3,650百万円
株式会社百十四銀行	3,250百万円

## 2. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- |              |              |
|--------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 100,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 44,607,457株  |
| (3) 株主数      | 4,266名       |
| (4) 大株主      |              |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
名古屋鉄道株式会社	8,282千株	19.1%
矢作建設取引先持株会	2,511千株	5.8%
株式会社りそな銀行	2,047千株	4.7%
株式会社三菱UFJ銀行	2,047千株	4.7%
有限会社山田商事	2,005千株	4.6%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,831千株	4.2%
矢作建設工業社員持株会	1,177千株	2.7%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	863千株	2.0%
日本生命保険相互会社	833千株	1.9%
株式会社横浜銀行	762千株	1.8%

- (注) 1. 当社は、自己株式1,204千株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

### (6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等（2021年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長	藤 本 和 久	
代 表 取 締 役 社 長	高 柳 充 広	
代 表 取 締 役 副 社 長	大 澤 茂	建設事業統括
代 表 取 締 役 副 社 長	古 本 裕 二	不動産事業統括
代 表 取 締 役 副 社 長	高 田 恭 介	
取 締 役	織 田 裕	建築事業本部長 兼 エンジニアリングセンター長
取 締 役	名 和 修 司	土木事業本部長 兼 鉄道技術研修センター担当 兼 中央安全衛生委員会委員長
取 締 役	山 下 隆	人事部担当 兼 経理部担当
取 締 役	大 西 幸 雄	本店長
取 締 役	後 藤 修	東日本支社長 兼 東京支店長 兼 スタイルリンク株式会社 代表取締役社長
取 締 役	山 本 亜 土	名古屋鉄道株式会社 代表取締役会長 ANAホールディングス株式会社 社外取締役 中部日本放送株式会社 社外取締役
取 締 役	石 原 真 二	弁護士 石原総合法律事務所所長 株式会社オータケ 社外取締役（監査等委員） 株式会社十六銀行 社外監査役
取 締 役	堀 越 哲 美	愛知産業大学学長 愛知産業大学短期大学学長
常 勤 監 査 役	二 木 芳 樹	
常 勤 監 査 役	栗 本 淳 一	
監 査 役	安 藤 隆 司	名古屋鉄道株式会社 代表取締役社長 社長執行役員
監 査 役	市 川 周 作	アイホン株式会社 代表取締役会長
監 査 役	愛 知 吉 隆	税理士 アタックス税理士法人 代表社員COO

- (注) 1. 取締役 山本亜土、石原真二、堀越哲美の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 2. 監査役 安藤隆司、市川周作、愛知吉隆の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 3. 監査役 愛知吉隆氏は、税理士として財務及び会計に関する専門的な見識を有しております。  
 4. 当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第425条第1項が規定する額としておりません。

5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者が負担することになる会社役員として業務遂行に起因する損害賠償の損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役等であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。
6. 当社は、取締役 石原真二氏、同 堀越哲美氏、監査役 愛知吉隆氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
7. 2021年4月1日付で取締役の担当を次のとおり変更しました。

地 位	氏 名	担 当
取 締 役	織 田 裕	建築事業本部長 兼 エンジニアリングセンター長 兼 品質管理部担当
取 締 役	名 和 修 司	土木事業本部長 兼 鉄道技術研修センター担当 兼 中央安全衛生委員会委員長 兼 安全環境部担当

## (2) 執行役員の氏名等 (2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当
※専務執行役員	織 田 裕	建築事業本部長 兼 エンジニアリングセンター長
※専務執行役員	名 和 修 司	土木事業本部長 兼 鉄道技術研修センター担当 兼 中央安全衛生委員会委員長
※専務執行役員	山 下 隆	人事部担当 兼 経理部担当
※常務執行役員	大 西 幸 雄	本店長
※常務執行役員	後 藤 修	東日本支社長 兼 東京支店長 兼 スタイルリンク株式会社 代表取締役社長
常務執行役員	磯 貝 豊	西日本支社長 兼 大阪支店長
常務執行役員	清 水 賢 治	建築事業本部 施工本部長 兼 鉄道技術研修センター副センター長
常務執行役員	伊 藤 彰 英	本店 営業本部長
常務執行役員	田 嶋 靖 史	不動産事業本部長
執 行 役 員	早矢仕 英 治	建築事業本部 設計本部長
執 行 役 員	平 井 秀 則	土木事業本部付
執 行 役 員	川 口 亮	経営企画部長
執 行 役 員	小笠原 英 喜	土木事業本部 鉄道施工本部長 兼 鉄道技術研修センター長
執 行 役 員	井 垣 雅 文	総務部長
執 行 役 員	佐 野 正 幸	コンプライアンス統括室長
執 行 役 員	平 山 政 雄	建築事業本部 設計本部副本部長
執 行 役 員	田 邊 清 隆	土木事業本部 土木施工本部長 兼 鉄道技術研修センター副センター長
執 行 役 員	櫻 井 博 史	土木事業本部 営業本部長 兼 第一営業部長
執 行 役 員	中 村 大 輔	建築事業本部 プロジェクトマネジャー

- (注) 1. 当社は、執行役員制度を導入しております。  
 2. ※印の執行役員は取締役を兼務しております。  
 3. 2021年4月1日付で執行役員の担当を次のとおり変更しました。

地 位	氏 名	担 当
専務執行役員	織 田 裕	建築事業本部長 兼 エンジニアリングセンター長 兼 品質管理部担当
専務執行役員	名 和 修 司	土木事業本部長 兼 鉄道技術研修センター担当 兼 中央安全衛生委員会委員長 兼 安全環境部担当
執行役員	川 口 亮	監査室長
執行役員	小笠原 英 喜	土木事業本部 鉄道本部長 兼 鉄道技術研修センター長
執行役員	佐 野 正 幸	法務部長
執行役員	田 邊 清 隆	土木事業本部 土木本部長 兼 鉄道技術研修センター副センター長

### (3) 取締役及び監査役の報酬等

#### 1. 取締役の個人別の報酬等に関する方針に関する事項

当社は、2021年5月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等に関する方針について決議しております。なお、当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を得ております。

取締役の個人別の報酬等に関する方針の内容は次のとおりです。

##### ①基本方針

当社の取締役の報酬等は、当社の理念（当社は、エンジニアリングによる新しい価値を提供し続けることで、従業員一人ひとりの成長と幸福の実現、そして企業の持続的成長を目指し、常に社会の要請にこたえる事業を行う）に資するもので、当社グループの業績や企業価値との連動を重視し、中長期の業績達成と企業価値向上に向けたインセンティブとして機能することに加え、ステークホルダーに対する説明責任を果たし得る透明性・客観性の高い報酬制度であることを基本方針とする。

具体的には、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

##### ②基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

基本報酬（金銭報酬）は、月額固定報酬とし、役位に応じた報酬体系をベースに評価に応じて金額を決定し、優秀な人材を確保するための役割に応じた報酬とする。

- ③業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬等は、金銭報酬（賞与）とし、本業の稼ぐ力を強化するため連結営業利益と、株主視点も取り入れるため親会社株主に帰属する当期純利益を指標に、個人評価を加えた単年度の会社業績向上に対するインセンティブとして、毎年、一定の時期に支給する。なお、目標となる業績指標とその値は、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の審議を経て、見直しを行うものとする。

非金銭報酬等は、株式報酬とする。株式報酬は、役位に応じた固定分と業績連動分により構成し、業績連動分については原則として中期経営計画の業績指標（連結営業利益）の目標達成度等の評価に応じて決まる仕組みとし、年度毎にポイントを付与、ポイントの数に相当する当社株式を退職時に交付する。なお、目標となる業績指標とその値は、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の審議を経て、見直しを行うものとする。

- ④基本報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役（社外取締役を除く）の報酬等の種類別の割合については、当社の経営環境及び外部のデータベース等による同業他社や同規模の主要企業をピアグループとして調査・分析した報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬の比率が高まる構成とし、取締役会から委任を受けた代表取締役社長は、指名・報酬委員会による審議の答申を尊重し、報酬等の種類別の額の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

なお、報酬等の種類別の割合の目安は、基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝約6：3：1とする。（KPIを100%達成した場合）

- ⑤取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会の決議に基づき代表取締役社長がその決定の委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び業績連動賞与の個人評価部分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、代表取締役社長から指名・報酬委員会に提出される原案に対する審議の答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は当該審議の答申を尊重して、取締役の個人別の報酬等の内容について決定する。

## 2. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第65回定時株主総会において年額360百万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名（うち、社外取締役は1名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第65回定時株主総会において年額60百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は6名（うち、社外監査役は3名）です。

### 3. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社では、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長 高柳充広が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び業績連動賞与の個人評価部分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績等を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

なお、取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、代表取締役社長から指名・報酬委員会に提出される原案に対する審議の答申を得るものとし、代表取締役社長は指名・報酬委員会の答申を尊重して、取締役の個人別の報酬等の内容について決定していることを確認しております。

### 4. 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	344 (10)	241 (10)	102 (-)	13 (3)
監査役 (うち社外監査役)	37 (10)	37 (10)	- (-)	5 (3)
合計 (うち社外役員)	381 (21)	279 (21)	102 (-)	18 (6)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 業績連動報酬等として取締役に対して賞与を支給しております。

業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標は、連結営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益であります。

また、当該業績指標を選定した理由は、本業の稼ぐ力を強化するため連結営業利益と、株主視点も取り入れるため親会社株主に帰属する当期純利益を指標に、個人評価を加えた単年度の会社業績向上に対するインセンティブとして機能させるためであります。

なお、当事業年度の連結営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益は、19頁に記載のとおりです。

3. 当社は、本年6月開催の第80回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）を対象とする業績連動型株式報酬制度の導入について付議することを予定しており、前掲1「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に関する事項」に記載の方針は、株式報酬制度導入を前提に改定したものです。

なお、当事業年度に係る取締役の報酬等については、2021年2月5日取締役会決議の「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」に基づいており、取締役会は、報酬等の内容の決定方法及び決議された報酬等の内容が当該方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### 1. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	兼 職 状 況
社 外 取 締 役	山 本 亜 土	名古屋鉄道株式会社 代表取締役会長
社 外 取 締 役	石 原 真 二	石原総合法律事務所所長
社 外 取 締 役	堀 越 哲 美	愛知産業大学学長 愛知産業大学短期大学学長
社 外 監 査 役	安 藤 隆 司	名古屋鉄道株式会社 代表取締役社長 社長執行役員
社 外 監 査 役	市 川 周 作	アイホン株式会社 代表取締役会長
社 外 監 査 役	愛 知 吉 隆	アタックス税理士法人 代表社員COO

- (注) 1. 当社は、名古屋鉄道株式会社、アイホン株式会社との間で工事の請負取引の関係があります。  
 2. 当社は、石原総合法律事務所との間で法律業務に関する顧問契約を締結しております。  
 3. 当社は、アタックス税理士法人との間で税務に係るコンサルティング業務の委託の関係があります。  
 4. 当社は、愛知産業大学、愛知産業大学短期大学との間には、特別な関係はありません。

##### 2. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	兼 職 状 況
社 外 取 締 役	山 本 亜 土	A N Aホールディングス株式会社 社外取締役 中部日本放送株式会社 社外取締役
社 外 取 締 役	石 原 真 二	株式会社オータケ 社外取締役（監査等委員） 株式会社十六銀行 社外監査役

- (注) 1. 当社は、株式会社十六銀行との間で資金借入の関係があります。  
 2. 当社は、A N Aホールディングス株式会社、中部日本放送株式会社、株式会社オータケとの間には、特別な関係はありません。



3. 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。

4. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	山本 垂土	2020年度の取締役会の89%に出席し、経営者としての豊富な経験や高度な知見に基づき、客観的立場からの確な指導・助言を適宜行っております。
社外取締役	石原 真二	2020年度の取締役会の全てに出席し、弁護士としての専門的な見識・経験に基づき、客観的立場からの確な指導・助言を行っております。
社外取締役	堀越 哲美	2020年度の取締役会の78%に出席し、学識経験者としての専門的な見識・経験に基づき、客観的立場からの確な指導・助言を行っております。
社外監査役	安藤 隆司	2020年度の監査役会の全て、取締役会の全てに出席し、経営者としての豊富な経験や高度な知見に基づき、客観的立場からの確な指導・助言を行っております。
社外監査役	市川 周作	2020年度の監査役会の86%、取締役会の89%に出席し、経営者としての豊富な経験や高度な知見に基づき、客観的立場からの確な指導・助言を行っております。
社外監査役	愛知 吉隆	2020年度の監査役会の86%、取締役会の89%に出席し、税理士としての専門的な見識・経験に基づき、客観的立場からの確な指導・助言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	39百万円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等について、その適切性・妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、同意の判断をいたしました。

### (4) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、新会計基準適用及び労務関係法令に関する相談業務に係る委託契約を締結し、その対価を支払っております。

### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において上記体制につき決議しており、その内容は次のとおりです。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 法令遵守体制の維持・向上を図るため、CSR委員会を設置し、組織横断的な管理体制の下、全社の法令遵守体制の整備及び問題点の把握に努めるとともに、法令及び定款遵守の周知・実行を徹底する。
  - ② 取締役は取締役会において定められる取締役会規則やその他の社内規程に基づいて業務を執行するとともに、取締役会を通じて他の取締役の業務執行状況を相互に監視・監督することで、法令遵守に関する牽制機能を強化する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ① 取締役の職務執行に係る情報については、文書管理に係る規程に従い、文書または電子的媒体にて適正に保存・管理し、閲覧可能な状態を維持する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① 企業活動に関連する内外の様々なリスクに適切に対応するため、リスク管理に係る規程を制定し、リスクに対する基本方針を定めるとともに管理体制を整備する。
  - ② 各部署長は、自部署に内在するリスクを把握・分析のうえ、事前に対応方針を整備する等、リスクマネジメントを実施する。
  - ③ CSR委員会を中心に内部統制システムによるリスクアセスメントを実施し、リスクを未然に防ぐとともに、発生したリスクに対しては損失を最小限にとどめる対策をとる。
  - ④ 安全、品質及び環境面においては、労働安全に関するマニュアル、ISO9001及び14001の実践的活用により、リスク管理体制の構築並びに運用を行う。
  - ⑤ 地震等の自然災害に対しては、被害を最小限に抑え迅速に事業を再開することや社会インフラのいち早い復旧に尽力できるよう、事業継続性を確保できる体制を構築する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ① 定期的な取締役会開催のほか、幹部会を毎月1回開催し、各部門の状況把握並びに情報の共有を図り、機動的な対応がとれるようにする。

- ② 取締役は担当委嘱に基づき役割を分担し、各部門における目標の達成に向けて職務を遂行する。
- ③ 各業務の承認、決裁体制を「業務決裁規程」に定めることで、業務執行を担当する取締役の権限並びにその委譲の範囲を明確にし、業務執行の効率性を確保する。
- ④ 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ、経営計画及び年度予算を立案し、全社的な経営目標を設定する。各部門においては、その経営目標達成に向けて具体策を立案・実行するとともに、取締役会は業績報告等を通じて経営計画の進捗状況の把握並びに必要な指示を行う。

#### 5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすことができるよう「行動規範」を制定する。また「行動規範」及び「就業規則」に則り、法令及び定款に適合した業務執行を徹底するとともに、問題がある場合はCSR委員会にて審議する。
- ② 監査室に相談窓口を設け、全社の業務執行に係る法的リスクの回避を図ることで使用人の法令遵守に対する意識の啓発を図る。
- ③ 業務を執行する使用人は、「業務分掌表」等社内規程に則って業務を遂行する。
- ④ 内部監査部門として監査室を設置し、事業活動の全般にわたる社内制度及び業務の遂行状況を合法性と合理性の観点から検討・評価し、必要とされる改善を取締役並びに使用人に求める。

#### 6. 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社からの協議事項や報告事項を定める「関連会社規程」を策定し、子会社は規程に基づき、経営概況、その他経営上の重要な情報について、当社に定期的な報告を行う。
- ② グループ全体のリスク管理について定める「リスク管理規程」を制定・運用し、子会社の損失の危険管理を行う。
- ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、グループ全体の年度計画を策定し、子会社の基本方針等を明確に定めるとともに、子会社は業務遂行状況の管理、評価を実施する。
- ④ 子会社の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすことができるようグループ共通の「行動規範」を策定し、役職員に周知徹底する。
- ⑤ 子会社との緊密な連携のもと、年度計画に対する子会社の経営現況や業務執行状況等について報告を求め、グループ全体の管理を実施する。

- ⑥ 当社の監査役、内部監査部署は、子会社に対する監査を実施する。また、コンプライアンスに係る通報制度を設け、法令違反等の早期発見と是正を図る。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ① 当社は監査役のために応じ、監査役の職務の補助を担当する使用人を選任する。
8. 監査役を補助する使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役を補助する使用人の取締役からの独立性を確保するために、当該使用人の人事異動等について監査役会の意見を尊重する。
  - ② 監査役を補助する使用人は、監査役から直接指示を受け対応することで指示の実効性を確保する。
9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 当社グループの取締役及び使用人等は、当社の監査役のために応じて会社の業務執行状況を報告する。
  - ② 当社グループの取締役及び使用人等は、法令の違反行為等、当社または当社子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は当社の監査役に報告する。
  - ③ 監査役に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを規程に定める。
10. その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は取締役会その他の重要な会議に出席するほか、職務を遂行するうえで必要な往査、書類の閲覧等を求めることができる。
  - ② 監査役会は必要に応じて弁護士、会計士等の専門家を活用し、監査業務に関する助言を受けることができる。
  - ③ 監査役が職務の執行に必要な費用については、当社にて負担する。
11. 反社会的勢力との関係を遮断するための体制
- ① 反社会的勢力に対しては、「行動規範」においてその関係を遮断する旨を定め、当社業務への関与を拒絶し、あらゆる要求を排除する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

内部統制システムの整備・運用について、毎年内部監査部門が当社及びグループ各社のモニタリングを実施するとともに、その結果を踏まえ当社及びグループ各社が適宜必要な改善を実施し、内部統制システムがより有効に機能するよう努めております。更にモニタリングの結果についてCSR委員会が報告を受け、内部統制システムの有効性を確認しております。

リスク管理に関する体制としては、毎年当社及びグループ各社において、想定されるリスクの特定とその重要度の評価を行っており、重点的に統制が必要と考える重要なリスクの取扱いやPDCAサイクルの見直しを行うなど、より実効的なものとなるよう努めております。また、事業継続性の確保に向けて、災害への対応力強化と有効性検証を目的とした訓練を実施するなど、初動体制の整備を進めております。一方で、新型コロナウイルス感染症の広がりを受けて、役職員及び家族の安全確保と事業継続に備えることを目的に「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、全事業所において各知事が実施する措置等へ協力的に対応するとともに、政府や地域行政と連携をとりながら生命や経済への影響を最小限に抑制するよう努めております。具体的には、感染防止と生産性維持を両立すべく、リモートによる業務環境の整備を全社的に推し進め、役職員にテレワークを推奨しております。

加えて、リスク拡大の防止に向けて、グループ共通の内部通報制度において対象範囲や通報窓口等を広げ実効性を高めることで、リスク顕在化の未然防止や問題に対する早期の対応に努めています。

情報管理に関する体制としては、WEBによる情報管理教育を役職員に対して定期的を実施するとともに、電子決裁を全社に展開しているほか、保存及び管理体制を強化するため文書保存の電子化を推進しております。

取締役の職務執行の適正性・効率性を確保する体制としては、取締役会は、専門分野等のバランスを考慮しつつ、社外取締役3名を含む13名で構成しており、原則として月1回、年12回定例の取締役会を年間計画に基づき開催しております。これらの活動を通じて「取締役会規則」に定める重要事項を決定するとともに、各取締役から定期的に職務執行状況の報告を受けることや各取締役からの意見等を取締役会の運営・議事に活かすことで、業務執行に対する監督機能を強化しております。また、社外取締役が過半を占める指名・報酬委員会において、取締役・監査役の候補者や取締役の報酬等について事前に審議することで、取締役会決議の迅速性及び透明性を高めています。

一方で、監査役監査の実効性確保を目的として、監査役が当社及びグループ各社の監査に加え、取締役会をはじめとする重要な会議へ出席するほか、定期的に内部監査部門や会計監査人と監査計画や内部統制システムの状況等について情報交換を行える環境を確保する等、監査役の職務執行を支援する体制を強化しております。

加えて、当社が中心となり子会社との緊密な連携のもと、グループ全体の業務の適正を確保するとともに、コンプライアンス意識の浸透・定着を図り、行動規範に則り健全に職務を遂行できるよう、内部統制部会による法令改正等の周知活動や、外部講師を招いた法令遵守に係る役員研修をはじめとする階層に応じた社内研修を継続的に実施しております。また、環境への配慮や社会貢献、魅力的な職場づくり等、事業活動を通じたSDGsへの取組みについても役職員への浸透を図っております。

### (3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

### (4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営基盤の強化と企業価値の向上に向けて、長期的な視点に立って株主資本の充実に努めるとともに、企業収益の配分については、株主への安定的な配当を継続実施することを基本方針としております。

なお、毎期の具体的な配当金額につきましては、各期の連結業績や財務状況等を総合的に勘案して決定しております。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき17円とさせていただきます。これにより中間配当金1株につき17円とあわせまして、年間配当金は1株につき34円となります。なお、内部留保資金につきましては、上記の基本方針に沿って、収益力の向上と経営基盤の強化を目指した技術開発や設備投資等に活用してまいります。

また、自己株式の取得につきましては、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を実施するために、市場動向等を勘案しながら適切に実施してまいります。

## 連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
<b>流 動 資 産</b>	<b>95,268</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>61,464</b>
現金預金	22,091	支払手形・工事未払金等	11,236
受取手形・完成工事未収入金等	49,306	電子記録債務	5,172
電子記録債権	345	短期借入金	37,740
未成工事支出金	3,899	未払法人税等	1,302
販売用不動産	15,316	未成工事受入金	3,716
その他	4,396	完成工事補償引当金	448
貸倒引当金	△87	工事損失引当金	11
<b>固 定 資 産</b>	<b>34,568</b>	役員賞与引当金	113
有形固定資産	25,613	その他	1,723
建物・構築物	7,134	<b>固 定 負 債</b>	<b>13,733</b>
土地	17,874	長期借入金	5,200
その他	605	退職給付に係る負債	4,749
無形固定資産	392	資産除去債務	351
投資その他の資産	8,562	再評価に係る繰延税金負債	221
投資有価証券	5,661	その他	3,210
繰延税金資産	1,726	<b>負 債 合 計</b>	<b>75,197</b>
その他	1,222	( 純 資 産 の 部 )	
貸倒引当金	△48	<b>株 主 資 本</b>	<b>59,259</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>129,837</b>	資本金	6,808
		資本剰余金	7,244
		利益剰余金	45,783
		自己株式	△576
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△4,619</b>
		その他有価証券評価差額金	1,327
		土地再評価差額金	△5,882
		退職給付に係る調整累計額	△64
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>54,639</b>
		<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>129,837</b>



# 連結損益計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高	92,406	106,615
完 成 工 事 高 不 動 産 事 業 等 売 上 高	14,208	
売 上 原 価	80,716	90,915
完 成 工 事 原 価 不 動 産 事 業 等 売 上 原 価	10,199	
売 上 総 利 益	11,689	15,699
完 成 工 事 総 利 益 不 動 産 事 業 等 総 利 益	4,009	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,336
営 業 利 益		7,362
営 業 外 収 益	119	209
受 取 利 息 配 当 金 他 そ の 他	89	
営 業 外 費 用	111	126
支 払 利 息 他 そ の 他	15	
経 常 利 益		7,445
特 別 利 益		67
減 損 損 失 他	1,817	1,882
そ の 他	64	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		5,630
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,385	2,344
法 人 税 等 調 整 額	△41	
当 期 純 利 益		3,286
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)		△6
親会社株主に帰属する当期純利益		3,292

## 連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	6,808	7,244	44,052	△576	57,528
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1,519		△1,519
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			3,292		3,292
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
そ の 他			△42		△42
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					－
連結会計年度中の変動額合計	－	－	1,730	△0	1,730
当 期 末 残 高	6,808	7,244	45,783	△576	59,259

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	602	△5,882	△208	△5,487	6	52,046
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△1,519
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						3,292
自 己 株 式 の 取 得						△0
そ の 他						△42
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	724		143	868	△6	862
連結会計年度中の変動額合計	724	－	143	868	△6	2,592
当 期 末 残 高	1,327	△5,882	△64	△4,619	－	54,639

# 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
流 動 資 産	88,706	流 動 負 債	59,472
現 金 預 金	18,006	支 払 手 形	82
受 取 手 形	86	電 子 記 録 債	5,172
電 子 記 録 債 権	345	工 事 未 払 金	10,210
完 成 工 事 未 収 入 金	53,530	短 期 借 入 金	38,140
未 成 工 事 支 出 金	1,136	未 払 法 人 税 等	1,187
販 売 用 不 動 産	6,750	未 成 工 事 受 入 金	3,185
短 期 貸 付 金	4,564	一 一 債	4
そ の 他	4,289	完 成 工 事 補 償 引 当 金	445
貸 倒 引 当 金	△3	工 事 損 失 引 当 金	11
固 定 資 産	30,318	役 員 賞 与 引 当 金	102
有 形 固 定 資 産	11,203	そ の 他	932
建 物 ・ 構 築 物	3,886	固 定 負 債	12,157
機 械 ・ 運 搬 具	350	長 期 借 入 金	5,200
工 具 器 具 ・ 備 品	117	一 一 債	5
土 地	6,843	退 職 給 付 引 当 金	4,412
リ ー ス 資 産	5	関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金	1,662
無 形 固 定 資 産	370	資 産 除 去 債 務	134
投 資 そ の 他 の 資 産	18,744	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	221
投 資 有 価 証 券	3,663	そ の 他	519
関 係 会 社 株 式	2,540	負 債 合 計	71,629
長 期 貸 付 金	11,297	( 純 資 産 の 部 )	
繰 延 税 金 資 産	1,094	株 主 資 本	51,842
そ の 他	161	資 本 金	6,808
貸 倒 引 当 金	△12	資 本 剰 余 金	7,244
資 産 合 計	119,025	資 本 準 備 金	4,244
		そ の 他 資 本 剰 余 金	3,000
		利 益 剰 余 金	38,366
		そ の 他 利 益 剰 余 金	38,366
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	2
		別 途 積 立 金	4,300
		繰 越 利 益 剰 余 金	34,064
		自 己 株 式	△576
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△4,446
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,435
		土 地 再 評 価 差 額 金	△5,882
		純 資 産 合 計	47,395
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	119,025

# 損益計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		
完成工事高	88,987	
不動産事業等売上高	1,156	90,143
売 上 原 価		
完成工事原価	78,915	
不動産事業等売上原価	1,210	80,125
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	10,071	
不動産事業等総利益	△53	10,018
販売費及び一般管理費		5,093
営業利益		4,924
営業外収益		
受取利息配当金	1,452	
その他	37	1,490
営業外費用		
支払利息	111	
その他	0	111
経常利益		6,303
特別損失		
関係会社事業損失引当金繰入額	1,662	
その他	118	1,781
税引前当期純利益		4,521
法人税、住民税及び事業税	1,721	
法人税等調整額	△42	1,678
当期純利益		2,843

# 株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その 他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
				固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金				
当 期 首 残 高	6,808	4,244	3,000	7,244	2	4,300	32,739	37,041	△576	50,517
事業年度中の変動額										
剰余金の配当							△1,519	△1,519		△1,519
当期純利益							2,843	2,843		2,843
固定資産 圧縮積立金の取崩					△0		0	-		-
自己株式の取得									△0	△0
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）										-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△0	-	1,324	1,324	△0	1,324
当 期 末 残 高	6,808	4,244	3,000	7,244	2	4,300	34,064	38,366	△576	51,842

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	900	△5,882	△4,981	45,536
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△1,519
当期純利益				2,843
固定資産 圧縮積立金の取崩				-
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	534		534	534
事業年度中の変動額合計	534	-	534	1,859
当 期 末 残 高	1,435	△5,882	△4,446	47,395

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月6日

矢作建設工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
名古屋事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 奥田真樹 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 坂部彰彦 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、矢作建設工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、矢作建設工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による

重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月6日

矢作建設工業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
名古屋事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 奥田真樹 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 坂部彰彦 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、矢作建設工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第80期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員及び内部監査部門等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会に出席し、取締役からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法令に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況について、取締役、執行役員等から報告を受け、必要に応じて説明を求め監視及び検証いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「監査に関する品質管理基準」等に準拠して、職務を適正に行うことを確保するための体制を整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月10日

### 矢作建設工業株式会社 監査役会

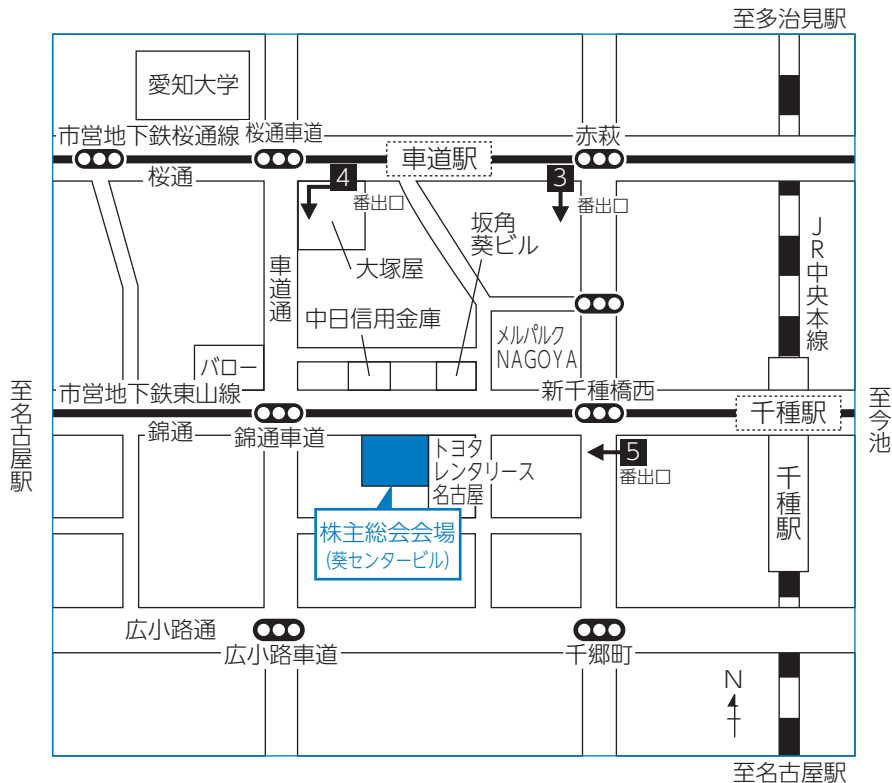
常勤監査役	二	木	芳	樹	印
常勤監査役	栗	本	淳	一	印
監査役	安	藤	隆	司	印
監査役	市	川	周	作	印
監査役	愛	知	吉	隆	印

(注) 監査役 安藤隆司、市川周作、愛知吉隆は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

# 株主総会会場ご案内

会場 名古屋市東区葵三丁目19番7号  
葵センタービル8階 当社会議室



## <交通のご案内>

- ・ J R 中央本線及び市営地下鉄東山線 千種駅5番出口から徒歩約2分です。
- ・ 市営地下鉄桜通線 車道駅3番、4番出口からいずれも徒歩約5分です。
- ・ 駐車場のご用意ができませんので、公共交通機関をご利用ください。

## <クールビズスタイルでの株主総会開催について>

当社では、節電対策としてクールビズを実施しております。つきましては株主総会会場でも温度設定を高めとさせていただき、当社役職員はノーネクタイの軽装にて株主総会を開催させていただきます。何卒、趣旨をご理解ご了承いただき、株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。

